

○管理者の専決処分事項の指定について

平成 22 年 3 月 8 日議決

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、管理者が専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1 件 2,000,000 円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関する事。

附 則

この指定は、議決の日からその効力を発する。